

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 27 年 5 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 1 章 総 則 (定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～3 (現行どおり) 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第 5 条の要件を、金商法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する優先出資証券及び同項第 11 号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券(以下「投資証券等」という。)に係るものについては <u>第 6 条第 3 項</u> の要件をそれぞれ満たした、本条第 7 号に規定する取扱会員及び第 8 号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第 2 条第 4 号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。)、優先出資証券及び投資証券等のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6～10 (現行どおり) 第 2 章 指 定 (グリーンシート銘柄の区分) 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、	第 1 章 総 則 (定義) 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～3 (省 略) 4 会社内容説明書 店頭取扱有価証券に係るものについては店頭有価証券規則第 5 条の要件を、金商法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する優先出資証券及び同項第 11 号に規定する投資証券又は新投資口予約権証券(以下「投資証券等」という。)に係るものについては <u>第 6 条第 4 項</u> の要件をそれぞれ満たした、本条第 7 号に規定する取扱会員及び第 8 号に規定する準取扱会員(以下「取扱会員等」という。)並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務(定款第 3 条第 9 号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。)の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行う際の説明資料をいう。 5 グリーンシート銘柄 店頭取扱有価証券(店頭有価証券規則第 2 条第 4 号イ又はハに該当する発行会社が発行するものに限る。<u>以下第 6 条第 2 項において同じ。</u>)、優先出資証券及び投資証券等のうち、取扱会員等並びに当該取扱会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が投資勧誘を行うものとして本協会が指定したものをいう。 6～10 (省 略) 第 2 章 指 定 (グリーンシート銘柄の区分) 第 4 条 グリーンシート銘柄は、当該銘柄及びその発行会社の特徴を勘案の上、

新	旧
取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング 取扱会員となろうとする会員において <u>新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果</u>、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）を指定する区分 2 オーディナリー 取扱会員となろうとする会員において <u>新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果</u>、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する区分 3 投信・SPC 投資証券等及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において <u>新たにグリーンシート銘柄としての指定の届出を行おうとする際に行った審査の結果</u>、適当であると判断されたものを指定する区分 （グリーンシート銘柄等の指定条件） 第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）が <u>フェニックス銘柄</u> として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 発行会社が株主名簿管理人に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）。 （ 削 る ）	取扱会員となろうとする会員の届出に基づき、次の各号のとおり区分することとする。 1 エマージング 取扱会員となろうとする会員において <u>第 7 条に規定する審査を行った結果</u>、成長性を有する等により適当であると判断された企業が発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券（以下「株券等」という。）を指定する区分 2 オーディナリー 取扱会員となろうとする会員において <u>第 7 条に規定する審査を行った結果</u>、適当であると判断された企業が発行する株券等を指定する区分 3 投信・SPC 投資証券等及び優先出資証券のうち、取扱会員となろうとする会員において <u>第 7 条に規定する審査を行った結果</u>、適当であると判断されたものを指定する区分 （グリーンシート銘柄等の指定条件） 第 6 条 取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）が <u>グリーンシート銘柄等</u> として第 9 条の届出を行おうとする有価証券は、次に掲げるすべての基準を満たしていなければならない。 1 発行会社が株主名簿管理人 <u>（当該有価証券が投資証券等である場合は投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第 166 条第 2 項第 8 号に規定する投資主名簿等管理人。以下この号及び第 36 条第 5 項第 8 号において同じ。）</u> に事務を委託していること（当該株主名簿管理人から受託する旨の内諾を得ている場合を含む。）。 2 <u>本協会が第 9 条の指定を行う日まで</u> に、当該有価証券が本協会の定める様

新	旧
<u>2・3</u> (現行どおり) (削 る) <u>2</u> 投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄である優先出資証券及び投資証券等の発行者は、次のいずれかに該当するものでなければならない。 1・2 (現行どおり) <u>3</u> 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1・2 (現行どおり) 3 公認会計士又は監査法人により、金商法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは<u>投資信託及び投資法人に関する法律</u>（以下「<u>投信法</u>」という。）に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。 <u>4・5</u> (現行どおり) 第7条 <u>削除</u>	式に適合するものとなっていること。 <u>3・4</u> (省 略) <u>2</u> エマージングに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする店頭取扱有価証券に係る会社内容説明書に記載される事業計画の概要及びその実現性等には、グリーンシート銘柄として指定しようとする日を含む事業年度及びその翌事業年度における売上高、営業利益、経常利益等の計画数値を掲げなければならない。 <u>3</u> 投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として届出を行おうとする優先出資証券及び投資証券等は、発行者が次のいずれかに該当するものでなければならない。 1・2 (省 略) <u>4</u> 前項第2号に規定する会社内容説明書は、発行者において作成するものとし、次に掲げる要件を満たしたものとする。 1・2 (省 略) 3 公認会計士又は監査法人により、金商法に準ずる監査が行われ、又は資産の流動化に関する法律若しくは<u>投信法</u>に基づく監査若しくはこれらの法律に準ずる監査が行われ、かつ、その総合意見が適正又は適法である旨の監査報告書が、記載されている財務諸表に添付されていること。 <u>5・6</u> (省 略) <u>(審査)</u> 第7条 <u>取扱会員となろうとする会員（取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この項において同じ。）がエマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリーンシート銘柄として第9条の届出を行おうとする有価証券は、当該取扱会員となろうとする会員があらかじめ当該銘柄及びその発行会社の次の各号に掲げる事項について審査を行ったうえで、エマージング、オーディナリー又は投信・SPCに区分するグリー</u>

新	旧
	<u>ンシート銘柄として適当であると判断したものでなければならない。ただし、オーディナリーに区分する場合は第5号及び第6号を、投信・SPCに区分する場合は第4号から第6号を、それぞれ除く。</u> <u>1 法令遵守状況を含めた社会性</u> <u>2 反社会的勢力を排除する仕組みが構築されていること。</u> <u>3 適時開示体制の整備状況</u> <u>4 財務諸表又は連結財務諸表に継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に関する重要な注記がなされておらず、かつ、公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書において当該事象又は状況に関する重要な事項が除外事項とされていないこと及び追記情報として記載されていないこと。</u> <u>5 事業計画が合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、その基礎となるビジネスモデルに収益性が認められること。</u> <u>6 当該発行会社の属するマーケットの特性、その中での競争力及びそれを支える経営資源等を勘案し、事業の成長性が認められること。</u> <u>7 当該銘柄に投資するに当たってのリスク</u> <u>2 取扱会員となろうとする会員は、前項の審査及び判断に責任を負わなければならない。なお、代表取扱会員となる予定の会員が前項の審査及び判断を行った場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員は当該審査及び判断の内容を取扱会員となろうとする他の会員に通知するとともに、取扱会員となろうとするすべての会員が連帯して責任を負わなければならない。</u> <u>3 第1項の審査を行おうとする会員は、あらかじめ、同項に定める項目について適正な審査を行うに足る社内規則を定め、本協会に提出しなければならない。当該社内規則について変更が生じたときも同様とする。</u> <u>4 第1項の審査を行う会員は、前項の規定に基づき本協会に提出した社内規則に従って当該審査を行わなければならない</u>

新	旧
(届出及び指定) 第 9 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、<u>店頭取扱有価証券</u> (既にグリーンシート銘柄等として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の <u>5 営業日前</u> までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>フェニックス銘柄</u>であることを明示するとともに、<u>気配更新及び売買報告</u>について、日次公表 (毎営業日に更新及び報告する) 又は週次公表 (週 1 回以上更新及び報告する) のいずれとするかを明示しなければならない。 3 第 1 項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書 (以下「会社内容説明書等」という。) その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備が <u>ない</u> 場合には、あらかじめ公表した上で、<u>当該店頭取扱有価証券を</u> <u>フェニックス銘柄</u>として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員 (代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において	<u>い。また、行った審査の内容、審査の結果の判断に至る理由、審査の過程において把握した問題点等についての記録を、書面又は電磁的方法により保存しなければならない。</u> (届出及び指定) 第 9 条 取扱会員となろうとする会員 (取扱会員となろうとする会員が代表取扱会員となる予定の会員を定めた場合は、当該代表取扱会員となる予定の会員。以下この条において同じ。)は、<u>店頭取扱有価証券等</u> (既にグリーンシート銘柄等として指定されているものを除く。)の気配を提示し投資勧誘を行おうとする場合は、当該気配の提示を開始する日の <u>15 営業日前</u> (<u>フェニックス銘柄として投資勧誘を行おうとする場合は 5 営業日前</u>) までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 取扱会員となろうとする会員は、前項の届出を行うに際しては、<u>グリーンシート銘柄</u>であるか<u>フェニックス銘柄</u>であるかの別及び<u>グリーンシート銘柄</u>である場合には第 4 条に掲げる区分のうち当該銘柄が該当するものを明示するとともに、<u>気配更新及び売買報告</u>について、日次公表 (毎営業日に更新及び報告する) 又は週次公表 (週 1 回以上更新及び報告する) のいずれとするかを明示しなければならない。 <u>なお、エマージングとして区分して届け出る場合は、日次公表として明示しなければならない。</u> 3 第 1 項の届出を行うに際しては、会社内容説明書又は有価証券報告書、半期報告書及び臨時報告書 (以下「会社内容説明書等」という。) <u>及び第 7 条第 1 項の審査の結果について記した書面</u> その他本協会が必要と認める書類を併せて本協会に提出しなければならない。 4 本協会は、前項の規定により提出された書類に不備が <u>なく</u>、<u>取扱会員となろうとする会員により第 7 条第 1 項の審査が行われたことを前項の規定により提出された審査の結果について記した書面により確認し、かつ、第 2 項の規定により明示されたグリーンシート銘柄であるか</u>フ

新	旧
取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定する。 5 前項の指定は、本協会が、<u>当該フェニックス銘柄</u>について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。 (新たな取扱会員の届出) 第 10 条 既に <u>フェニックス銘柄</u> として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の 5 営業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 前項の届出においては、<u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項</u> の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。 3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を <u>当該フェニックス銘柄</u> の新たな取扱会員として指	<u>フェニックス銘柄であるかの別及びグリーンシート銘柄の区分が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該店頭取扱有価証券等を当該区分に区分するグリーンシート銘柄又はフェニックス銘柄として指定するとともに、当該届出を行った会員を取扱会員（代表取扱会員となる予定の会員が当該届出を行った場合は、当該届出において取扱会員となろうとする会員とされた会員を取扱会員）として指定する。</u> 5 前項の指定は、本協会が、<u>当該グリーンシート銘柄等</u>について、法令及び本協会の規則で定める条件を満たしていることを認定し、当該銘柄の会社内容説明書等が真実かつ正確であり若しくはそのうちに重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、<u>第 7 条の審査及び判断が適正なものであることを認定し、又は当該銘柄の価値を保証若しくは承認するものではない。</u> (新たな取扱会員の届出) 第 10 条 既に <u>グリーンシート銘柄等</u> として指定されている銘柄の新たな取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の 5 営業日前までに、すべての既存の取扱会員との連名をもって、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。ただし、既存の取扱会員が代表取扱会員を定めている場合は、新たな取扱会員となろうとする会員と当該代表取扱会員との連名をもって届出を行うこととする。この場合、当該代表取扱会員はあらかじめ他の既存の取扱会員に対しその旨を通知することとし、これに異議のある既存の取扱会員は届出の時までに当該代表取扱会員と協議することとする。 2 前項の届出においては、<u>前条第 2 項</u> の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。 3 本協会は、第 1 項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を <u>当該グリーンシート銘柄等</u> の新たな取扱会員とし

新	旧
定する。 (準取扱会員) 第 11 条 フェニックス銘柄の準取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 前項の届出においては、<u>平成27年5月29日改正前のこの規則第9条第2項</u>の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を <u>当該フェニックス銘柄</u> の準取扱会員として指定する。 (グリーンシート銘柄の区分の変更) 第 12 条 (現行どおり) 2 <u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第5条、第6条第2項、第7条第1項第5号及び第6号、第7条第2項から第4項まで並びに第9条第2項から第5項まで</u>の規定は、前項の場合について準用する。 3 (現行どおり) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 (現行どおり) 2～5 (現行どおり) 6 <u>平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第5条、第7条第2項から第4項まで及び第9条第2項から第5項まで</u>の規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。 7 (現行どおり) 第 7 章 気配提示・報告及び売買報告 (気配の提示、報告及び公表等) 第 35 条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されているグリーンシート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配（以下「気配」という。）を、取扱部店の店頭等において、<u>平成 27 年 5 月</u>	て指定する。 (準取扱会員) 第 11 条 <u>グリーンシート銘柄等</u>の準取扱会員となろうとする会員は、気配の提示を開始する日の5営業日前までに、所定の様式により、本協会に届け出なければならない。 2 前項の届出においては、<u>第9条第2項</u>の明示について、既に指定されている区分と同じ明示を行ったものとみなす。 3 本協会は、第1項の届出が適当であると認めた場合には、あらかじめ公表した上で、当該届出を行った会員を<u>当該グリーンシート銘柄等</u>の準取扱会員として指定する。 (グリーンシート銘柄の区分の変更) 第 12 条 (省 略) 2 <u>第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)</u>の規定は、前項の場合について準用する。 3 (省 略) (エマージング区分についての確認) 第 13 条 (省 略) 2～5 (省 略) 6 <u>第5条から第9条まで(第6条第3項及び第4項並びに第9条第1項を除く。)</u>及び前条第3項の規定は、第2項、第4項及び前項の場合について準用する。 7 (省 略) 第 7 章 気配提示・報告及び売買報告 (気配の提示、報告及び公表等) 第 35 条 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定されているグリーンシート銘柄等の店頭取引を行う際の売買価格の参考となる売り気配又は買い気配（以下「気配」という。）を、取扱部店の店頭等において、<u>第9条第2項に</u>

新	旧
<u>29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週 1 回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。 2 (現行どおり) 3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 (削 る) 4 会員（取扱会員等を除く。<u>第 6 項</u>において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄等の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄等の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 5 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄等の店頭取引の内容について、平成 27 年 5 月 29 日改正前のこの規則第 9 条第 2 項において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時	において日次公表と明示した銘柄については毎営業日、週次公表と明示した銘柄については週 1 回以上の頻度で、継続的に提示しなければならない。ただし、会社買収等本協会が特に認めた場合については、この限りでない。 2 (省 略) 3 取扱会員等は、第 1 項の規定により提示した直近の気配を、<u>第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 4 <u>第 9 条第 4 項の指定に際して募集等の取扱い等を行う場合、当該指定した日から当該募集等の取扱い等に係る券面の交付日の前営業日までの間、当該銘柄の取扱会員等は、第 1 項に規定する当該銘柄の気配の提示及び前項に規定する本協会への報告は行わないこととすることができ。この場合、この間において当該取扱会員等が行うことができる投資勧誘は、当該募集等の取扱い等に係るものに限る。</u> 5 会員（取扱会員等を除く。<u>第 7 項</u>において同じ。）は、自己の計算において同時に多数の者に対しグリーンシート銘柄等の売付け又は買付けの申込みをした場合及びグリーンシート銘柄等の売買の受託等をした場合は、日次公表とされている銘柄については当該営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表とされている銘柄については当該営業日の翌週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、直近の申込みに係る価格及び数量等を、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 6 取扱会員等は、自社が取扱会員又は準取扱会員として指定を受けているグリーンシート銘柄等の店頭取引の内容について、<u>第 9 条第 2 項</u>において日次公表と明示した銘柄については毎営業日の午後 5 時 00 分までに、週次公表と明示した銘柄

新	旧
00 分までに、週次公表と明示した銘柄については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 <u>6</u> （ 現行どおり ） <u>7</u> 本協会は、<u>第 3 項から前項までの規定</u>により会員から報告されたグリーンシート銘柄等の気配及び売買の内容について公表する。	については毎週月曜日（当日が休業日の場合は、翌営業日）の午後 5 時 00 分までに、所定の様式により、本協会に報告しなければならない。 <u>7</u> （ 省 略 ） <u>8</u> 本協会は、<u>第 3 項及び第 5 項から前項までの規定</u>により会員から報告されたグリーンシート銘柄等の気配及び売買の内容について公表する。
第 8 章 指定の取消し （取扱会員としての指定の取消し） 第 36 条 （ 現行どおり ） 2～4 （ 現行どおり ） 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1～7 （ 現行どおり ） 8 株主名簿管理人への株式事務の委託 グリーンシート銘柄等の発行会社が株式事務を株主名簿管理人（当該有価証券が投資証券等である場合は<u>投信法第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人</u>）に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合 9～14 （ 現行どおり ） 6～8 （ 現行どおり ）	第 8 章 指定の取消し （取扱会員としての指定の取消し） 第 36 条 （ 省 略 ） 2～4 （ 省 略 ） 5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。 1～7 （ 省 略 ） 8 株主名簿管理人への株式事務の委託 グリーンシート銘柄等の発行会社が株式事務を株主名簿管理人に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合 9～14 （ 省 略 ） 6～8 （ 省 略 ）
（グリーンシート銘柄等としての指定の取消し） 第 37 条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 前 2 項の場合、本協会は、最後の取扱会員等についての <u>前条第 7 項</u> の公表と同時に、その旨を公表する。 第 10 章 雑 則 （金融商品仲介業者に対する指導及び監督） 第 41 条 会員は、委託先の金融商品仲介	（グリーンシート銘柄等としての指定の取消し） 第 37 条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 前 2 項の場合、本協会は、最後の取扱会員等についての <u>前条第 6 項</u> の公表と同時に、その旨を公表する。 第 10 章 雑 則 （金融商品仲介業者に対する指導及び監督） 第 41 条 会員は、委託先の金融商品仲介

新	旧
業者に対し、第16条第7項、第17条第4項、第18条第2項、第20条、第21条、第34条第2項並びに第38条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。 付 則 1 この改正は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。 2 平成 30 年 3 月 31 日をもってグリーンシート銘柄の制度が廃止となること及びその影響について、取扱会員は、発行会社及び投資者その他の関係者に対する十分な周知を行う等、混乱を生じさせないための実効的な対応を行わなければならない。 3 改正前の第 15 条第 9 項、第 16 条第 8 項、第 17 条第 3 項及び第 18 条第 3 項の規定に基づくグリーンシート銘柄に係る公衆の縦覧は、これらの規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日をもって、終了することとする。	業者に対し、<u>第15条第4項</u>、第16条第7項、第17条第4項、第18条第2項、第20条、第21条、第34条第2項、<u>第35条第4項</u>並びに第38条第1項及び第2項の規定を遵守するよう指導及び監督を行わなければならない。